

資料 1

こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議の開催について（案）

〔 令和 5 年 4 月 2 7 日 〕
〔 関係省庁申し合わせ 〕

- 1 令和 4 年の児童生徒の自殺者数が過去最多となった事実等を重く受け止め、こどもの自殺対策に関し、関係省庁の知見を結集し、総合的な施策を推進するため、こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
- 2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。
 - 議 長 内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）
 - 議長代理 こども家庭庁長官
 - 副 議 長 こども家庭庁支援局長
 - 構 成 員 内閣官房孤独・孤立対策担当室長
 - 警察庁生活安全局長
 - こども家庭庁成育局長
 - 消防庁次長
 - 法務省人権擁護局長
 - 文部科学省初等中等教育局長
 - 厚生労働省社会・援護局長
- 3 連絡会議の庶務は、こども家庭庁支援局総務課自殺対策室において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。